

議第 1 号議案

関西広域連合議会委員会条例及び関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合議会委員会条例及び関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 9 月 5 日提出

提出者 関西広域連合議会議員

西 沢 貴 朗

中 沢 啓 子

尾 形 賢

上 島 一 彦

永 田 秀 一

花 田 健 吉

前 田 八壽彦

岡 田 理 絵

富 きくお

丹 野 壮 治

西 村 昭 三

藤 原 武 光

関西広域連合条例第 号

関西広域連合議会委員会条例及び関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例

(関西広域連合議会委員会条例の一部改正)

第 1 条 関西広域連合議会委員会条例（平成 23 年関西広域連合条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「広域観光・文化振興」を「広域観光・文化・スポーツ振興」に改める。

(関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部改正)

第 2 条 関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成 24 年関西広域連合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び文化」を「、文化及びスポーツ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

